

大口町財政検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治の根幹をなす自立した健全な財政運営の確立を目指し、住民とともに協議、検討することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、大口町財政検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について協議及び検討をする。

- (1) 財政に関すること。
- (2) 町税に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 委員会は、委員3名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、財政等について識見を有する者及び町民から、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に大口町の関係部課長を出席させることができる。

(関係部課長会議)

第8条 町長は、委員会の要請により、大口町の関係部課長会議（以下「関係部課長会議」という。）を開催することができる。

2 関係部課長会議は、委員会の要請に対し、調査・協力等をするものとする。

(庶務)

第9条 委員会及び関係部課長会議の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長及び町長が協議して定める。

附 則（平成13年大口町告示第64号）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。